

令和6年4月～
(令和7年4月改)

家庭用防犯カメラの

設置者は補助が受けられます

※補助率1/2 個人の方上限20,000円・共同住宅の所有者等上限100,000円

ご自宅等の侵入犯罪、地域における犯罪等を未然に防止するために、家庭用防犯カメラを設置する方に対し、カメラ設置費補助制度を行っています。

対象者

個人：市内在住の方で自宅等に
居住する方
共同住宅：4戸以上の共同住宅の
所有者等



※その他要件あり（市税及び国民健康保険税を完納していること等）

補助額

家庭用防犯カメラの購入費又は賃借に係る経費・設置工事費・設置表示費の2分の1の額で個人は上限20,000円、共同住宅は上限100,000円

補助対象カメラ

- 自宅等及び車庫等の付属建物に設置するもの
- 自宅等（隣接する公共空間を含む。）を継続して撮影し撮影した画像又は映像を常時記録する機能を備えたもの
- 夜間撮影ができるもの
- 追跡機能を有しないもの
- 賃借の場合は、継続的に設置するもの（5年程度）



※注意点

購入（賃借契約）前に申請することが条件です

お問い合わせ 蕨市役所安全安心課（市役所3階15番窓口）

電話 048-430-7834

窓口受付 平日8時30分～17時15分（郵送受付可）



申請から交付までの流れ(概要)

申請者

◆提出書類の用意

- (1) 補助金交付申請書の記入
- (2) 設置するカメラの概要がわかる書類
- (3) 補助対象経費及び内訳が分かる見積書の写し
- (4) カメラ設置場所の現況写真及び見取図
- (5) カメラの適正運用に関する誓約書
- (6) カメラの設置に係る住宅所有者の同意書
(自宅等の所有者以外の者が申請する場合)
- (7) 申請者の運転免許証、マイナンバーカード
等本人確認書類の写し など
- (8) 補助対象者であることの証明
(共同住宅の所有者及び管理組合理事長
が申請する場合)

◆交付決定通知書受理

- ### ◆防犯カメラ購入又は賃借契約
- 防犯カメラ設置工事着手
防犯カメラ設置表示版の設置

交付決定通知

◆報告書の用意

- (1) 補助金実績報告書の記入
- (2) 設置に係る領収書の写し
- (3) 設置したカメラの現況写真など

報告書の提出

◆補助金確定通知受理

確定通知

◆請求書の用意

- (1) 補助金交付請求書の記入
(振込先口座の記入)

請求書の提出

◆補助金の受取

口座振込

市役所

◆申請書受理

- ・申請書類の審査
- ・現地調査(必要に応じ)
- ・カメラに関する要件審査



安全安心課
自治安全係

補助金交付決定

◆交付条件

- ・屋外又は共同住宅の共用部分に設置し、原則として敷地及び公共空間を撮影することとし、許可なく他人の建物や敷地を写さないこと。
- ・夜間の撮影が可能なもの及び追跡機能を有しないもの
- ・撮影した画像又は映像を常時記録することが可能なこと
- ・誓約書の内容を遵守すること
- ・賃借により設置した場合は、当該賃借に係る契約を締結した日の属する年度に支払う経費とする。

◆報告書受理

- ・報告書類の確認
- ・現地調査(必要に応じ)

補助金額確定

◆請求書受理

◆補助金の支払い手続き



※この補助制度を受けるために提供された個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき、蕨市において適正に管理し、補助に関する目的以外に使用することはありません。



みんなで
安全のまち
作ろう